

令和3年4月8日

市政記者各位

新型コロナウイルスに関する公共施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症に関する福岡県の要請等を踏まえ、公共施設等について、以下のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

1. 公共施設及び市主催イベントの対応 【変更あり】

○収容人数制限

・期間延長 4/12(月)～4/30(金)

・収容定員が設定されている場合の上限人数(10,000人)の終了

(参考)これまで(令和3年3月19日付け通知)の対応

○3/22(月)以降は、営業(開催)時間の短縮なし

○収容人数制限 [期間 : 3/1(月)～4/11(日)]

①大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

5,000人又は収容定員の50%以内(上限 10,000人)のいずれか大きい方

②大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容定員の50%以内(上限 10,000人)

③収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との間隔(1m)を設け、かつ当該間隔の維持が可能であること

2. 施設利用料の返金等について 【変更なし】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用の取り止めを行った場合、施設利用料の返金等を行う取扱いを継続する。

【問い合わせ先】

市民局公民館支援課 松枝、松本、白澤
TEL:092-711-4658 (内線 3758)